

I 総 説

- 1 沿 革
- 2 南部保健所管内図
- 3 庁舎案内図
- 4 南部保健所の組織
 - (1) 組織・担当者数
 - (2) 各班の所掌事務
- 5 所内相談業務案内
- 6 人口動態統計
 - (1) 人 口
 - (2) 人口動態
- 7 企画調整業務
 - (1) 令和2年度協議会開催状況
 - (2) 健康危機管理対策
- 8 令和2年度歳入・歳出の状況

1 沿革

南 部 保 健 所	
昭和	
26年 6月	保健所竣工(予算1万5千ドル)
7月	名称を「南部保健所」とし、沖縄群島政府社会局のかい庁として発足 医官4人、公看17人、衛生検査官6人その他総員56人を任命
27年 1月	立法第5号「琉球政府臨時中央政府厚生局設置法」により南部保健所は厚生局のかい庁となる
4月1日	琉球政府創立、 糸満出張所、与那原出張所設置
28年 4月	南部保健所を那覇保健所に改称
36年 2月	東風平支所設置
42年10月	久米島支所竣工
43年 6月	渡名喜村・栗国村公看駐在所竣工
11月	南大東村公看駐在所竣工
45年12月	座間味村公看駐在所竣工
47年 5月15日	復帰に伴い沖縄県那覇保健所に改称
49年 3月25日	保健所新築竣工660㎡
4月	東風平支所廃止
50年 8月	糸満及び与那原出張所を廃止
51年 3月	北大東保健婦駐在所竣工
54年 1月30日	渡嘉敷保健指導所竣工
55年 8月19日	保健所本館増築1,124㎡
57年 3月20日	仲里保健指導所竣工
60年 3月16日	栗国保健婦駐在所の老朽化に伴う新築
61年 6月13日	管内食品営業者の民間団体「沖縄県食品衛生協会南支部」を設立

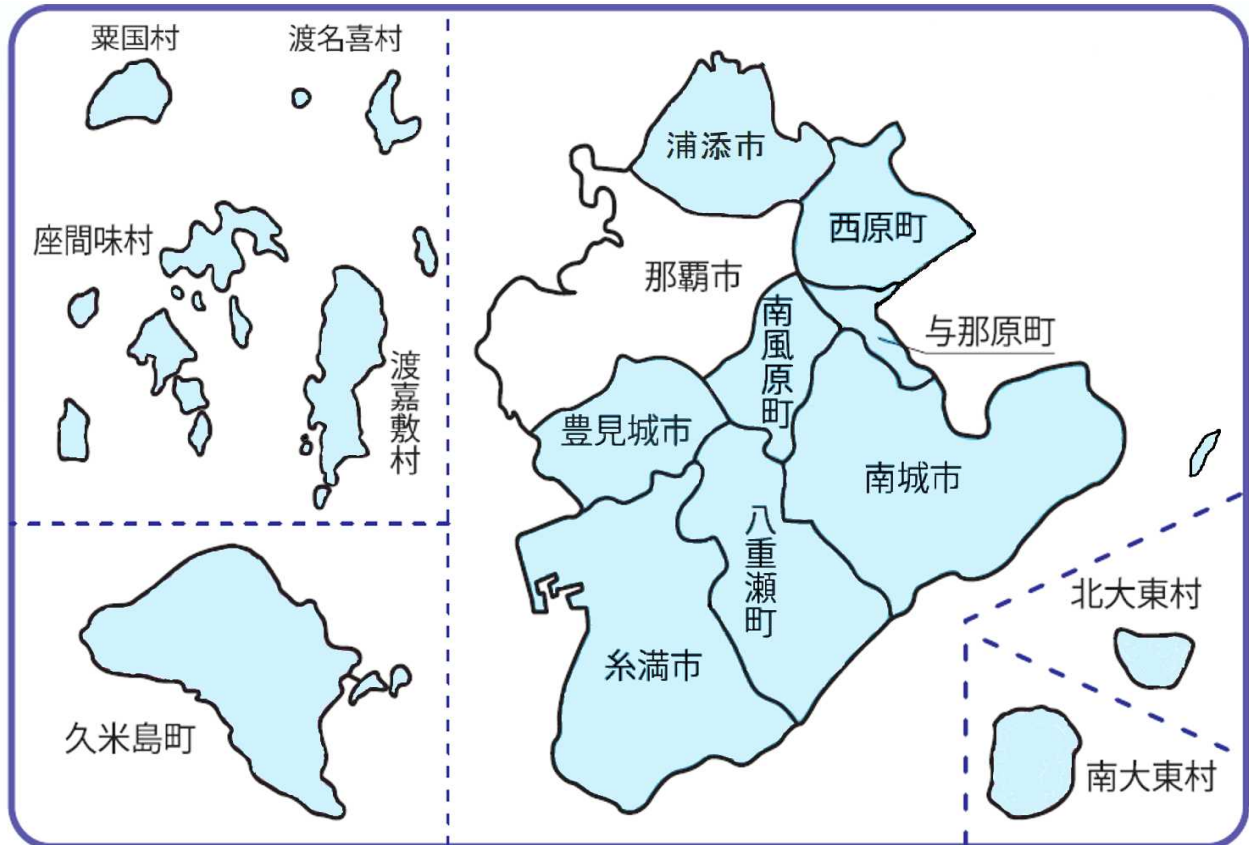
南 部 保 健 所	
62年 4月 1日	職員定数92人から93人へ、1人増（精神衛生担当1人増員）
63年 3月 1日	庁舎を南風原町字宮平212番地に新築移転し、名称も那覇保健所から南部保健所へ改称
20日	南大東保健指導所竣工
4月 1日	職員定数改正により93人から91人へ、2人減（保健婦、用務員）
平成元年	
3月12日	座間味保健指導所竣工
4月 1日	定数91人から90人に改正
2年 3月14日	渡名喜保健婦駐在所竣工
4月 1日	職員定数改正により87人、2人減（主任、用務員）（欠医師1）
3年 3月20日	健康増進室竣工
4月 1日	職員定数改正により85人、2人減（主任1、用務員1）
4年 4月 1日	職員定数84人、1人減（主任1）
5年 4月 1日	職員現員83人（欠技師、欠医師1）
6年 1月26日	北大東保健婦駐在所取りこわし
4月 1日	職員現員86人
7年 3月27日	北大東保健婦駐在所竣工
6月 1日	職員現員83人
8年 7月 1日	職員現員82人
9年 3月31日	市町村保健婦駐在制廃止に伴い、保健婦の所内引き上げ（20市町村）及び駐在所等の名称を～相談所に変更
9年 4月 1日	地域保健法全面施行 保健指導所無償譲渡 （仲里村・粟国村） 職員現員73人 保健婦業務受託事業開始 （座間味村、渡名喜村、北大東村） 南部保健所組織改正 （健康増進課、保健福祉課、生活環境課、総務課に企画情報班を新設）
12月	南部保健所（1階）増改築竣工

南 部 保 健 所	
10年 4月 1日	保健指導所無償譲渡（南大東村・座間味村・渡嘉敷村） 保健婦業務受託事業（渡名喜村・北大東村） 職員現員72人
12月25日	一般エックス線装置の老朽化により新規装置の設置
11年 4月 1日	渡名喜保健相談所、北大東保健相談所を中央保健所へ所属替え、浦添市、仲里村、具志川村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村が管轄区域の変更により中央保健所に移管され、管轄市町村は11になる。 職員現員58人
12年 4月 1日	職員現員55人、昨年度より2名減（運転士1名、保健婦1名） 南部福祉事務所との統合に向けての事務調整
14年 2月28日	南部保健所と南部福祉事務所の統合のための増設工事竣工
南 部 福 祉 保 健 所	
14年 4月 1日	沖縄県行政組織規則の一部改正により、南部福祉事務所と南部保健所が統合し、南部福祉保健所となる。これに伴い組織は、企画課、福祉課、地域保健課、健康推進課、生活環境課の5課体制となり、福祉課は保護班と地域福祉班の2班体制となる。 母子、寡婦福祉相談業務の浦添市分が管轄区域の変更に伴い中部福祉事務所より委譲される。 豊見城市福祉事務所の新設に伴い、社会福祉関係業務が移管される。 精神保健福祉法の一部改正に伴い、通院医療費公費負担制度等の申請窓口が市町村へ移管される。
15年 4月 1日	支援費制度施行に伴って、知的障害者の施設入所の事務が町村に移管される。
8月10日	支援費制度に関する市町村指導及び指定居宅支援事業者等への実施指導が福祉保健所の業務として規定される。
17年 4月 1日	介護保険法による居宅サービス事業者及び介護支援事業者の指定・変更及び指導・監査が福祉事務所の業務として規定される。
10月27日	児童福祉法改正により市町村が要保護児童の通告機関として規定されたことから町に児童相談業務が移管される。
18年 1月 4日	南城市福祉事務所の新設に伴い、社会福祉関係業務が移管される。
18年 3月31日	一般健康診断業務の終了。

南 部 福 祉 保 健 所	
18年 4月 1日	<p>支援費制度から障害者自立支援法に制度改正される。障害者自立支援法による市町村指導及び障害福祉サービス事業所等への指導・監査が福祉事務所の業務として規定される。</p> <p>沖縄県行政組織規則の一部改正により、南部福祉保健所の組織が、企画課、福祉課、地域保健課、健康推進課、生活環境課の5課体制から、総務福祉班、生活保護班、生活環境班、健康推進班、地域保健班の5班体制となる。また、企画調整スタッフが所長の下に置かれる。</p>
23年 4月 1日	<p>沖縄県行政組織規則の一部改正により、南部福祉保健所の組織が、総務福祉班、生活保護班、地域保健班、健康推進班、生活環境班の5班体制から、総務企画班、地域福祉班、生活保護班、地域保健班、健康推進班、生活環境班の6班体制となり、企画スタッフが総務企画班に再編される。</p> <p>女性相談員による相談窓口として、「南部配偶者暴力相談支援センター」が設置される。</p>
25年 3月 4日	<p>中央保健所との統合に係る増改築工事が竣工。</p>
25年 4月 1日	<p>沖縄県行政組織規則の一部改正により、中央保健所は廃止となり、それに伴い、保健所圏域の所管が拡大した。また、南部福祉保健所の組織は、総務企画班、地域福祉班、生活保護班、健康推進班、地域保健班、生活衛生班、環境保全班の7班体制となった。</p>
南 部 保 健 所	
28年 4月 1日	<p>沖縄県行政組織規則の一部改正により、南部福祉保健所が南部保健所と南部福祉事務所に分離再編となる。これに伴い南部保健所の組織は、総務企画班、地域保健班、健康推進班、生活衛生班、環境保全班の5班体制となる。</p>
29年 4月 1日	<p>沖縄県行政組織規則の一部改正により、精神保健班が新設され、これにより、総務企画班、地域保健班、健康推進班、生活衛生班、環境保全班の6班体制となる。</p>

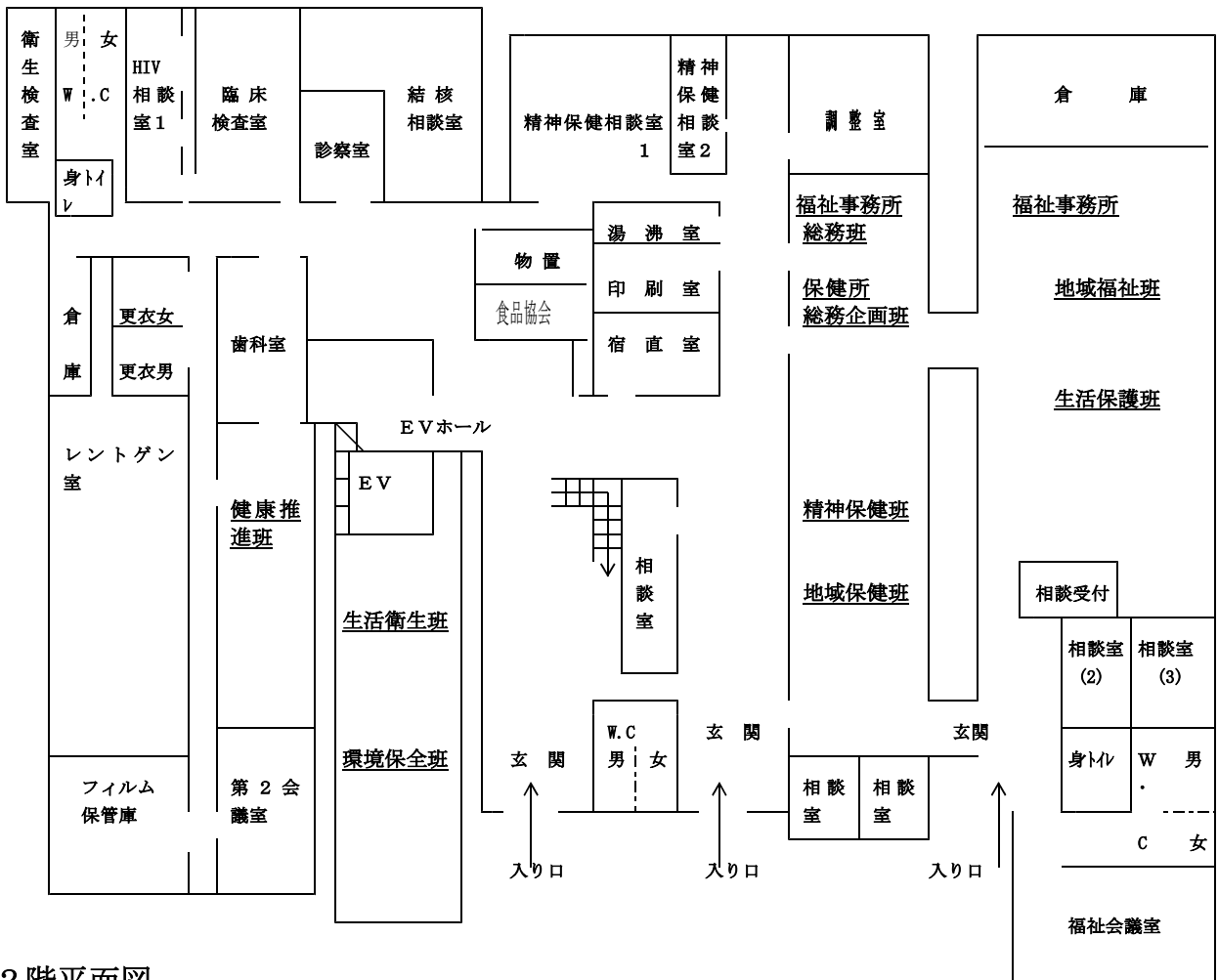
2 南部保健所管内図 (R2.4月現在)

(1) 保健所圏域 (那覇市保健所管内区域を除く) 4市5町6村

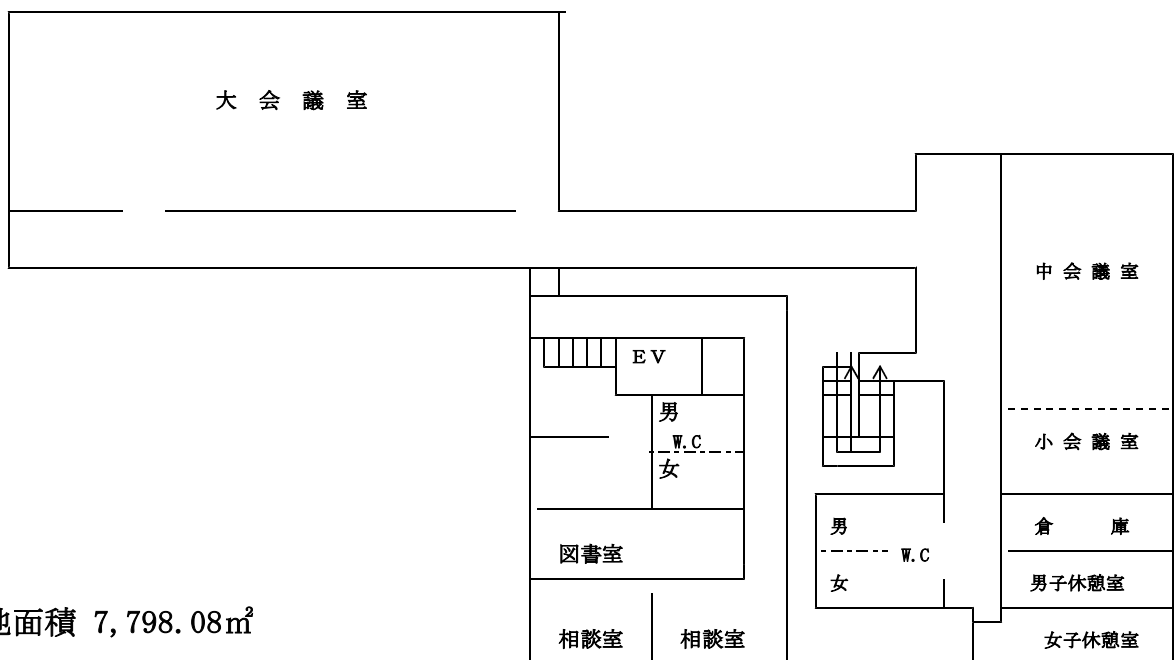


3 庁舎案内図 (R2.4月現在)

1 階平面図



2 階平面図

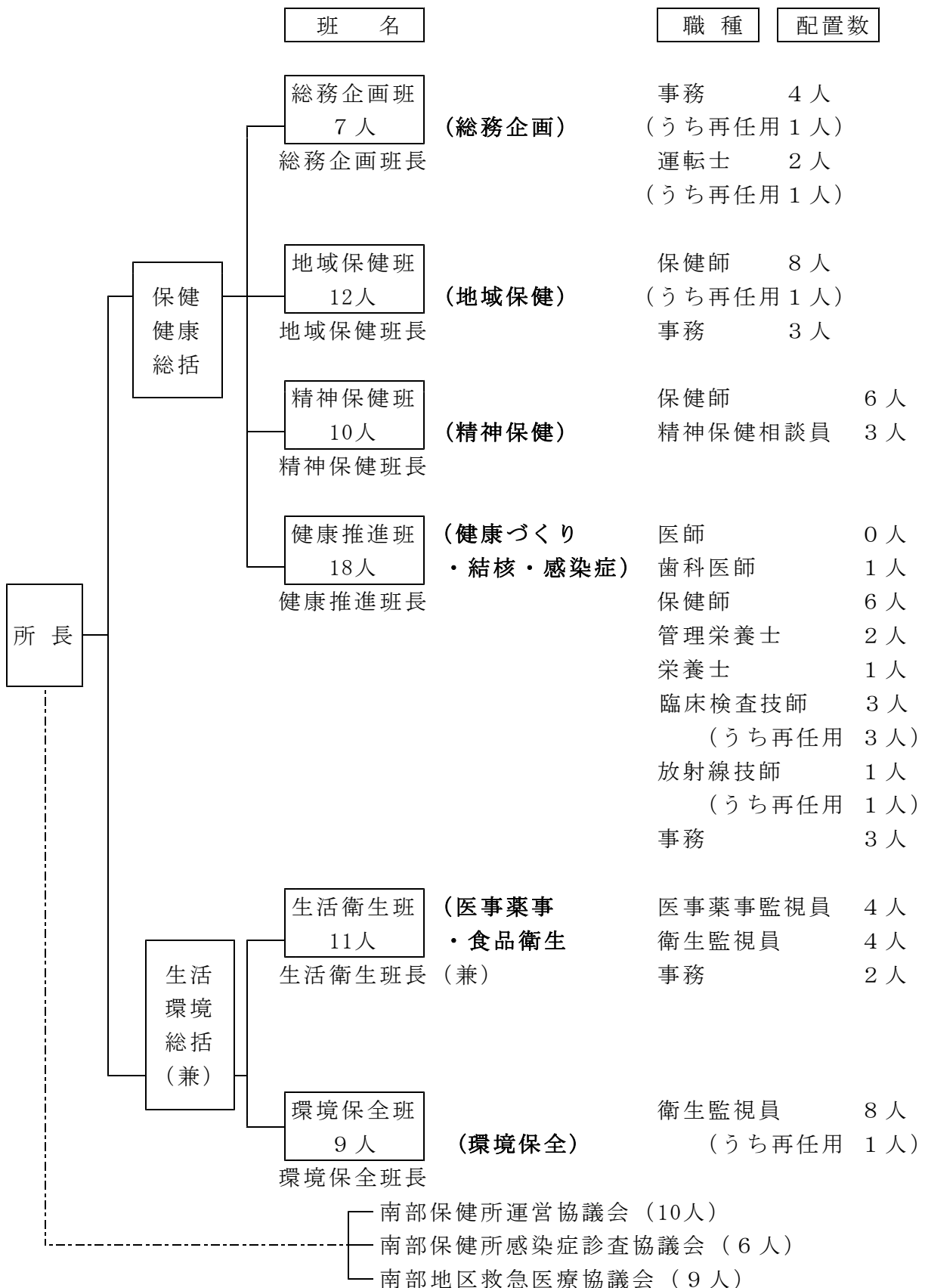


敷地面積 7,798.08m²

4 南部保健所の組織

(1) 組織・担当者数

令和2年5月1日現在 (定数64人)



(2) 各班の所掌事務

総務企画班

- (ア) 公印の管理に関する事
- (イ) 所属の職員の身分、服務、研修、給与及び福利厚生に関する事
- (ウ) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事
- (エ) 予算経理、その他の会計事務に関する事
- (オ) 所管する財産の管理に関する事
- (カ) 一般会計の歳入・歳出に関する事
- (キ) 非常勤職員の発令、報酬及び庶務的事務に関する事
- (ク) 人口動態統計、その他地域保健に係る統計に関する事
- (ケ) 保健所運営協議会、その他の協議会に関する事
- (コ) 健康危機管理に係る調整に関する事
- (サ) 前各号のほか庶務一般に関する事
- (シ) 他班の分掌に属しない事務に関する事

健康推進班

[健康推進]

- (ア) 地域住民の健康の保持及び増進に関する事
- (イ) 生活習慣病の予防に関する事
- (ウ) 栄養改善に関する事
- (エ) 栄養士免許に関する事
- (オ) 総合的な歯科保健事業の推進に関する事
- (カ) 栄養士の実習・研修に関する事
- (キ) 石綿健康被害申請業務に関する事

[疾病予防]

- (ア) 感染症対策に関する事
- (イ) 結核予防対策に関する事
- (ウ) 予防接種に関する事
- (エ) 診療放射線業務に関する事
- (オ) 臨床検査業務（結核・感染症等）に関する事
- (カ) 医師、医学生の実習・研修に関する事

地域保健班

- (ア) 母性及び乳幼児の保健に関する事
- (イ) 母体保護法の施行に関する事
- (ウ) 小児慢性特定疾病に関する事
- (エ) 特定医療費（指定難病）、その他の難治性疾患に関する事
- (オ) 原子爆弾被爆者の健康診断に関する事
- (カ) 保健師に関する事
- (キ) 特定町村保健師等人材確保・育成支援計画に関する事
- (ク) 公衆衛生看護実習に関する事

精神保健班

- (ア) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事
- (イ) 自立支援医療費（精神通院医療）に関する事
- (ウ) 通報・措置入院・医療保護入退院・定期病状報告に関する事
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳に関する事
- (オ) 精神科病院実地指導に関する事
- (カ) 自殺対策事業に関する事
- (キ) 精神障害者地域移行・地域定着支援事業に関する事
- (ク) アルコール対策事業に関する事
- (ケ) 自助組織育成に関する事（断酒会・断酒家族会）
- (コ) 精神保健福祉相談に関する事
- (サ) 精神保健福祉関係者会議に関する事

生活衛生班

[生活衛生]

- (ア) 食品衛生法に基づく営業許可及び一般食品衛生に関する指導監督に関する事
- (イ) 食品の収去検査に関する事
- (ウ) 食中毒の疫学調査及び発生防止に関する事
- (エ) 食品衛生教育に関する事
- (オ) 食品衛生協会の育成指導に関する事
- (カ) と畜検査に関する事
- (キ) 興行場、旅館、公衆浴場、理・美容所、クリーニング所等の環境衛生の許認可事務及び指導監督に関する事
- (ク) 簡易専用水道に関する事
- (ケ) 墓地埋葬法に関する事
- (コ) 化製場ならびに死亡獣畜取扱場に関する事
- (サ) 生活衛生関係同業組合の育成に関する事
- (シ) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に関する事
- (ス) 認定小規模食鳥処理場の立入検査及び衛生指導に関する事

[医事・薬事]

- (ア) 病院、診療所、助産所に関する事
- (イ) 医師、歯科医師その他医療関係者の免許事務に関する事
- (ウ) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法の施行に関する事
- (エ) 医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚醒剤取締法の施行に関する事
- (オ) 血液事業に関する事
- (カ) 沖縄県薬物乱用防止協会南部支部の育成に関する事

環境保全班

- (ア) 産業廃棄物処理法等（許認可・監視・指導・行政処分）に関する事
- (イ) 浄化槽法に関する事
- (ウ) PCB特措法に関する事

- (エ) 建設リサイクル法に関する事
- (オ) 衛生害虫の相談指導に関する事
- (カ) 大気汚染防止法に関する事
- (キ) 水質汚濁防止法に関する事
- (ク) 生活環境保全条例に関する事
- (ケ) 沖縄県赤土等流出防止条例に係る審査及び監視指導に関する事
- (コ) 土壌汚染対策法に関する事
- (サ) フロン類排出抑制法、自動車リサイクル法に関する事
- (シ) 公害の監視及び調査に関する事
- (ス) 公害に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関する事
- (セ) 温泉法に関する事

5 所内相談業務案内

令和2年4月1日現在

業務内容	実施曜日	時間		担当班	電話番号
		午前	午後		
結核 接触者健診、管理検診	水		1:00～3:00	健康推進班	889-6591
結核相談	月～金	9:00～12:00	1:00～5:00		
エイズ検査（即日）※予約制	火、木	9:00～10:30	1:00～3:00		
性病相談・エイズ相談	月～金	9:00～12:00	1:00～5:00		
肝炎検査（B型、C型）※予約制	金		1:00～3:00		
肝炎相談（B型、C型）	月～金	9:00～12:00	1:00～5:00		
肝炎治療費申請及び相談	月～金	9:00～12:00	1:00～4:30		
精神保健福祉相談	月～金	9:00～11:00	1:00～4:00	精神保健班	851-3458
精神科医による精神保健福祉相談 ※予約制	第4水		2:00～4:00		
酒害相談 ※予約制	第3木		2:00～4:00		
難病 特定医療費（指定難病） 申請及び相談	月～金	9:00～11:30	1:00～4:30	地域保健班	889-6945
母子 小児慢性特定疾病申請及び相談	月～金	9:00～11:30	1:00～4:30		
保健 特定不妊治療費助成申請 妊娠高血圧症候群等療養援護費 支給申請	月～金	9:00～11:30	1:00～4:30		
生活 食品衛生相談	月～金	8:40～12:00	1:00～4:00	生活衛生班	889-6799
医事・薬事に関する相談	月～金	8:40～12:00	1:00～4:00		
環境衛生相談	月～金	8:40～12:00	1:00～4:00		
環境 公害に関する相談	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00	環境保全班	889-6846
廃棄物に関する相談	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00		

6 人口動態統計

(1) 人口

ア 管内状況

当保健所は南風原町宮平に位置し、管轄区域は3市4町であったが、平成25年4月1日の那覇市の中核市への移行に伴う中央保健所の廃止により、浦添市及び離島町村を含む4市5町6村となった。管内の面積は348.77km²、令和元年10月1日現在の管内の総人口は419,580人、総世帯数は163,113世帯である。なお、下記に示すのは南部保健所所管分である。

表1 面積、世帯数、人口及び人口密度

令和元年10月1日現在

市町村名	面積(km ²)	世帯数 (世帯)	現在人口(人)			人口密度 (人/km ²)
			総数	男	女	
浦添市	19.48	47,222	115,158	55,836	59,322	5,912
糸満市	46.63	23,164	60,546	30,506	30,040	1,298
豊見城市	19.19	24,152	63,700	30,983	32,717	3,319
南城市	49.94	16,029	43,539	21,936	21,603	872
西原町	15.90	13,557	34,741	17,474	17,267	2,185
与那原町	5.18	7,813	19,494	9,388	10,106	3,763
南風原町	10.76	14,436	39,835	19,478	20,357	3,702
渡嘉敷村	19.23	428	754	403	351	39
座間味村	16.74	480	889	479	410	53
栗国村	7.65	402	709	412	297	93
渡名喜村	3.87	252	401	266	135	104
南大東村	30.52	729	1,305	755	550	43
北大東村	13.07	332	621	387	234	48
久米島町	63.65	3,406	7,317	3,889	3,428	115
八重瀬町	26.96	10,711	30,571	15,005	15,566	1,134
管内	348.77	163,113	419,580	207,197	212,383	1,203
沖縄県	2,281.00	605,737	1,454,184	715,205	738,979	638

資料：県統計課「令和2年沖縄県勢要覧」による。

人口及び世帯数は、県統計課「沖縄県の推計人口」による。

イ 人口の年次推移

表2 人口の年次推移

各年 10 月 1 日現在推計

市町村名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	対前年	
						増減数	増減率(%)
浦添市	112,562	114,207	114,309	114,445	115,158	713	0.62
糸満市	58,614	59,121	59,595	60,093	60,546	453	0.75
豊見城市	61,651	61,613	62,499	63,038	63,700	662	1.05
南城市	41,547	42,478	42,809	43,153	43,539	386	0.89
西原町	34,838	34,463	34,481	34,586	34,741	155	0.45
与那原町	18,419	18,746	19,106	19,342	19,494	152	0.79
南風原町	37,479	37,874	38,562	39,244	39,835	591	1.51
渡嘉敷村	736	743	740	758	754	-4	-0.53
座間味村	863	886	906	908	889	-19	-2.09
粟国村	812	743	730	718	709	-9	-1.25
渡名喜村	424	424	418	417	401	-16	-3.84
南大東村	1,415	1,341	1,337	1,307	1,305	-2	-0.15
北大東村	703	615	611	633	621	-12	-1.90
久米島町	8,047	7,647	7,536	7,399	7,317	-82	-1.11
八重瀬町	29,036	29,488	29,966	30,281	30,571	290	0.96
管内	407,146	410,389	413,605	416,322	419,580	3,258	0.78
沖縄県	1,429,529	1,439,913	1,443,802	1,448,101	1,454,184	6,083	0.42

資料：人口は、県統計課「沖縄県の推計人口」による。

ウ 管内の人口構成

資料：「平成27年国勢調査 人口等基本集計(都道府県結果)」
(総務省統計局)

図1 管内人口ピラミッド

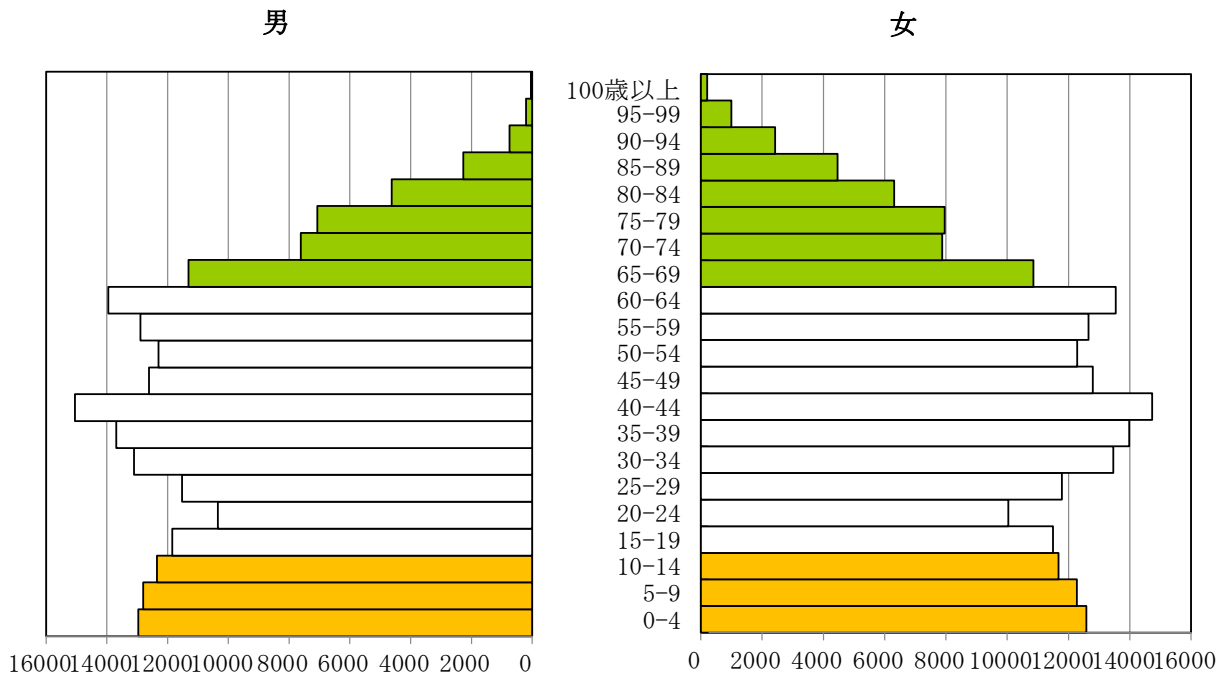


図2 管内3階級年齢構成

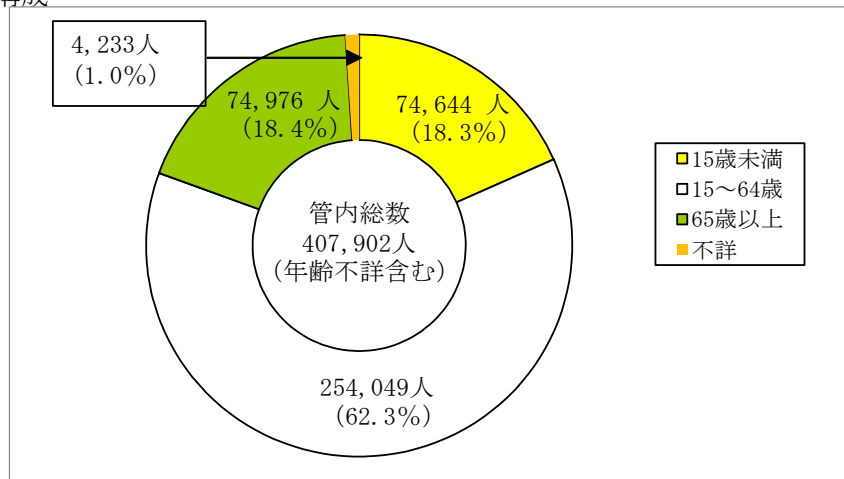
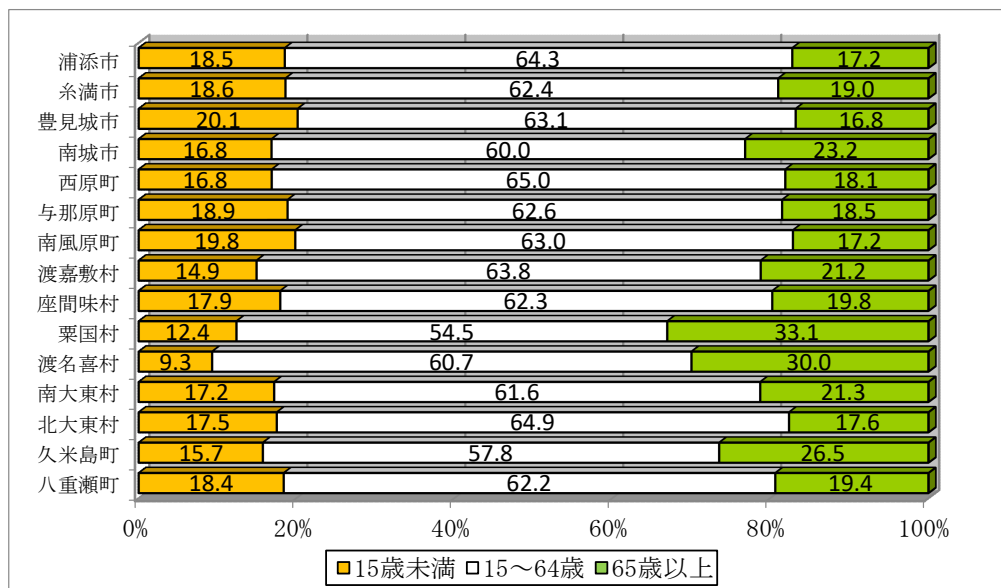


図3 市町村別3階級年齢構成



(2) 人口動態

ア 人口動態統計

人口動態統計とは、出生・死亡・婚姻・離婚及び死産について、各種届出書等から人口動態調査票が市町村で作成され、これを収集し集計したもので、人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的としている。

用語の説明

自然増加： 出生数から死亡数を減じたものをいう

乳児死亡： 生後1年未満の死亡

新生児死亡： 生後4週未満の死亡

早期新生児死亡： 生後1週未満の死亡

死産： 妊娠満12週以後の死児の出産

自然死産と人工死産 人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに人工的処置（胎児又は附属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外は全て自然死産とする。なお、人工的処置を加えた場合でも次のものは自然死産とする。

1) 胎児を出産させることを目的とした場合

2) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合

周産期死亡： 妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの

比率の解説

$$\text{出生・死亡・婚姻・離婚率} = \frac{\text{年間件数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000 \text{ (又は100,000)}$$

$$\text{死産率(総数・自然・人工)} = \frac{\text{年間件数}}{\text{年間出産数(年間出生数+年間死産数)}} \times 1,000$$

$$\text{自然増加率} = \frac{\text{1年間の出生数} - \text{1年間の死亡数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡・新生児死亡・早期新生児死亡率} = \frac{\text{年間件数}}{\text{年間の出生数}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率・妊娠満22週以後の死産数} = \frac{\text{年間件数}}{\text{年間出生数+年間妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

イ 人口動態統計結果の概要（集計客体：日本における日本人）

（ア）出生数は減少

出生数は4,672人で、前年の4,986人より314人（県830人）減少した。

出生率（人口千対）は11.2（県10.4）で、前年の12.0（県10.9）を下回った。

（イ）死亡数は増加

死亡数は3,209人で、前年の3,087人より122人（県352人）増加した。

死亡率（人口千対）は7.7（県8.7）で、前年7.4（県8.4）を上回った。

（ウ）乳児死亡数は3人で、前年の5人より2人（県15人）減少した。

乳児死亡率（出生千対）は0.6（県1.3）で、前年の1.0（県1.5）を下回った。

（エ）自然増加数は1,463人で、前年の1,899人より436人（県1,182人）減少した。

自然増加率（人口千対）は3.5（県1.7）で、前年の4.6（県2.5）を下回った。

（オ）死産数は101人で、前年の99人より2人増加した。（県は12人減少）

（カ）婚姻件数は増加

婚姻件数は2,292組で、前年の2,255組より37組（県140組）増加した。

婚姻率（人口千対）は5.5（県5.6）で、前年5.4（県5.4）を上回った。

（キ）離婚件数は横ばい

離婚件数は993組で、前年の993組との増減はなかった。

（県は前年より1組減少）

離婚率（人口千対）は2.39で、前年の2.39との増減はなかった。

県は2.52で、前年の2.50を上回った。

表3 人口動態総覧の前年比較

	管 内					沖 縄 県		全 国	
	実 数			率		実 数	率	実 数	率
	令和元年	平成30年	対前年 増減	令和元年	平成30年	令和元年		令和元年	
出 生	4,672	4,986	△ 314	11.2	12.0	14,902	10.4	865,239	7.0
死 亡	3,209	3,087	122	7.7	7.4	12,509	8.7	1,381,093	11.2
乳児死亡	3	5	△ 2	0.6	1.0	19	24.8	1,654	1.9
新生児死亡	2	0	2	0.4	0.0	8	0.5	755	0.9
死 産	101	99	2	21.2	19.5	370	24.2	19,454	22.0
自然死産	45	48	△ 3	9.4	9.4	180	11.8	8,997	10.2
人工死産	56	51	5	11.7	10.0	190	12.4	10,457	11.8
周産期死亡	5	16	△ 11	1.1	3.2	36	2.4	2,955	3.4
22週以後の死産	3	16	△ 13	0.6	3.2	30	2.0	2,377	2.7
早期新生児死亡	2	0	2	0.4	0.0	6	0.4	578	0.7
婚 姻	2,292	2,255	37	5.5	5.4	8,027	5.6	599,007	4.8
離 婚	993	993	0	2.39	2.39	3,617	2.52	208,496	1.69

資料：厚生労働省「令和元年人口動態統計（確定数）の概況」、「平成30年人口動態統計確定数」

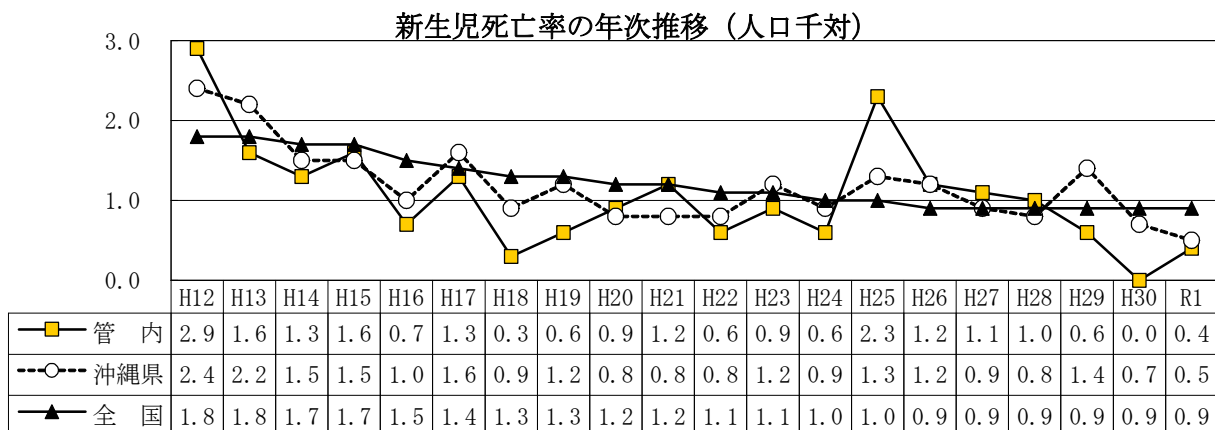
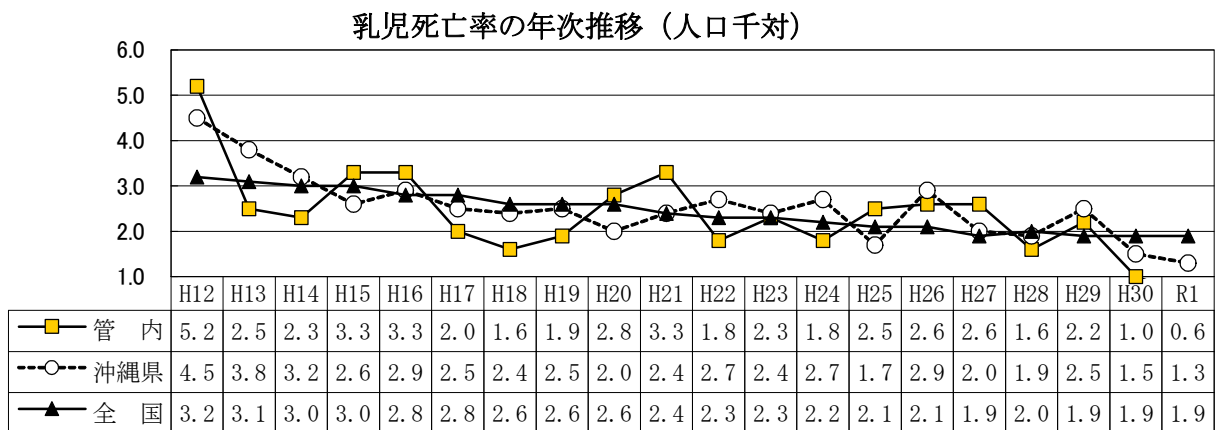
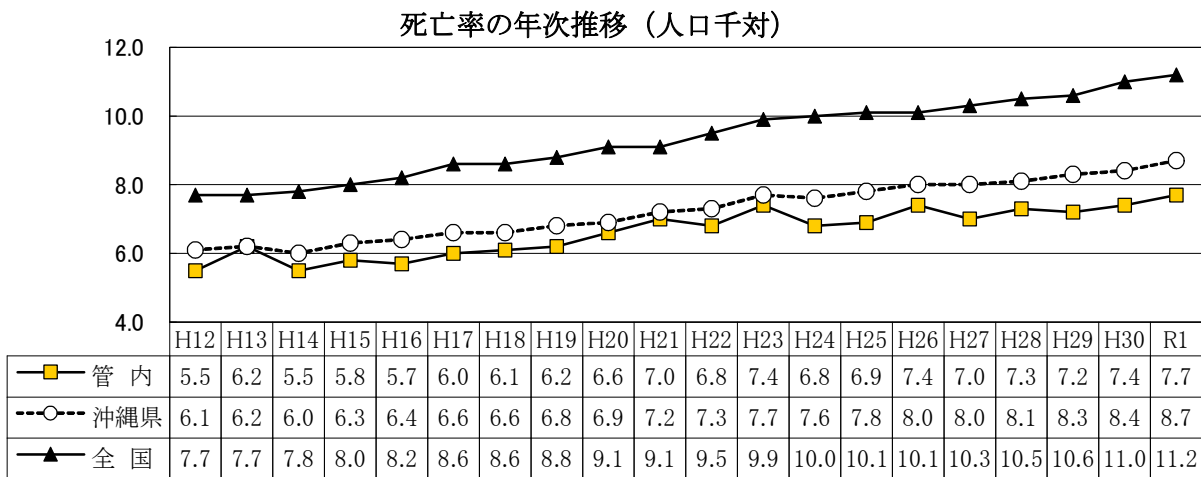
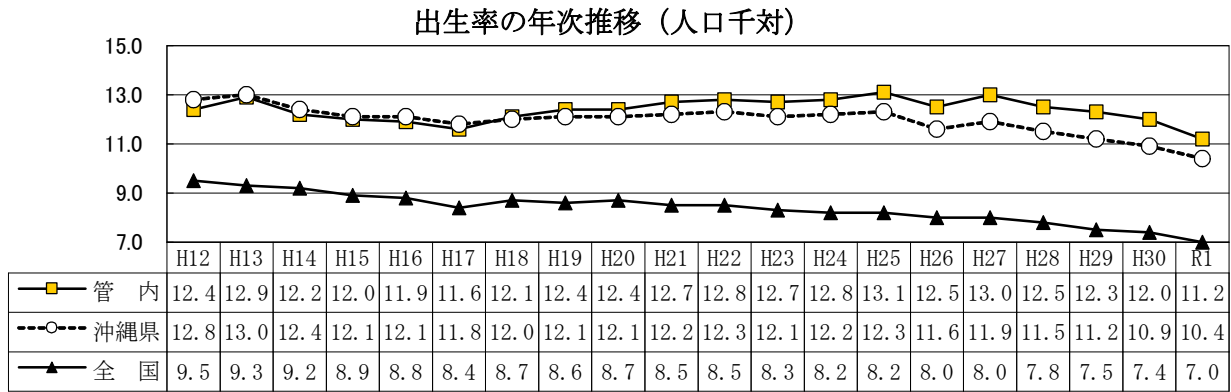
※令和元年の率算出に用いた人口は「令和元年10月1日現在推計人口」（総務省統計局）の日本人人口である。

表4 人口動態の年次推移

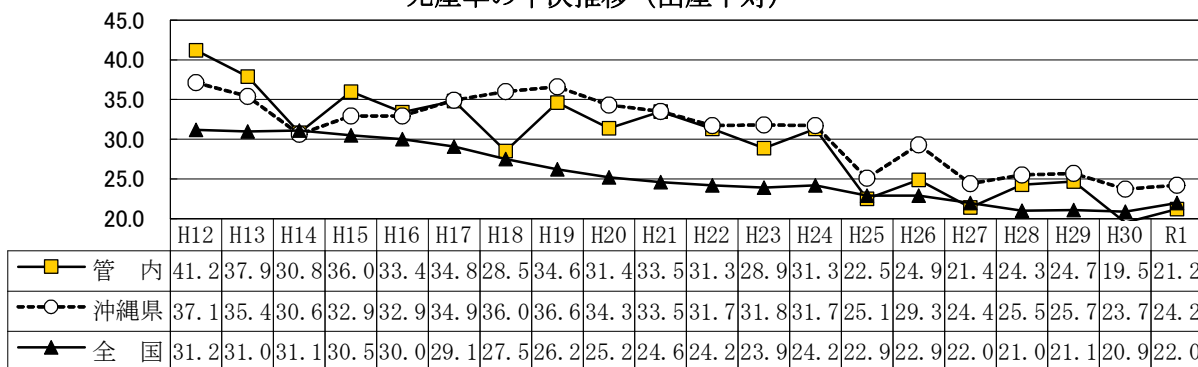
		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年	
		実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
出生	全国	1,005,677	8.0	976,978	7.8	946,065	7.5	918,400	7.4	865,239	7.0
	沖縄県	16,941	11.9	16,617	11.5	16,217	11.2	15,732	10.9	14,902	10.4
	管内	5,297	13.0	5,139	12.5	5,089	12.3	4,986	12.0	4,672	11.2
死亡	全国	1,290,444	10.3	1,307,748	10.5	1,340,397	10.6	1,362,470	11.0	1,381,093	11.2
	沖縄県	11,326	8.0	11,706	8.1	11,945	8.3	12,157	8.4	12,509	8.7
	管内	2,855	7.0	2,992	7.3	2,994	7.2	3,087	7.4	3,209	7.7
乳児死亡	全国	1,916	1.9	1,928	2.0	1,761	1.9	1,748	1.9	1,654	1.9
	沖縄県	34	2.0	31	1.9	41	2.5	24	1.5	19	1.3
	管内	14	2.6	8	1.6	11	2.2	5	1.0	3	0.6
新生児死亡	全国	902	0.9	874	0.9	832	0.9	801	0.9	755	0.9
	沖縄県	16	0.9	14	0.8	22	1.4	11	0.7	8	0.5
	管内	6	1.1	5	1.0	3	0.6	0	0.0	2	0.4
死産	全国	22,617	22.0	20,934	21.0	20,358	21.1	19,614	20.9	19,454	22.0
	沖縄県	423	24.4	434	25.5	428	25.7	382	23.7	370	24.2
	管内	116	21.4	128	24.3	129	24.7	99	19.5	101	21.2
周産期死亡	全国	3,728	3.7	3,516	3.6	3,308	3.5	2,999	3.3	2,955	3.4
	沖縄県	55	3.2	63	3.8	62	3.8	53	3.4	36	2.4
	管内	14	2.6	27	5.2	22	4.3	16	3.2	5	1.1
婚姻	全国	635,156	5.1	620,531	5.0	606,866	4.8	586,481	4.7	599,007	4.8
	沖縄県	8,695	6.1	8,464	5.9	8,084	5.6	7,887	5.4	8,027	5.6
	管内	2,442	6.0	2,368	5.8	2,232	5.4	2,255	5.4	2,292	5.5
離婚	全国	226,215	1.81	216,798	1.73	212,262	1.68	208,333	1.68	208,496	1.69
	沖縄県	3,603	2.53	3,700	2.57	3,484	2.41	3,618	2.5	3,617	2.52
	管内	972	2.39	973	2.37	973	2.35	993	2.39	993	2.39

資料：厚生労働省「令和元年人口動態統計月報（概数）」、「令和元年人口動態統計確定数」
「令和元年人口動態統計月報（概数）市区町村編」

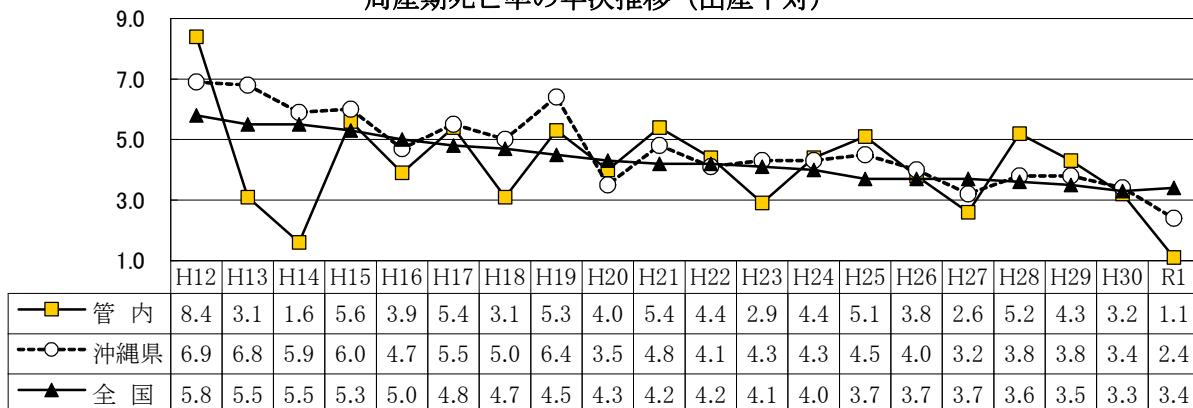
図4 人口動態率の年次推移



死産率の年次推移（出産千対）

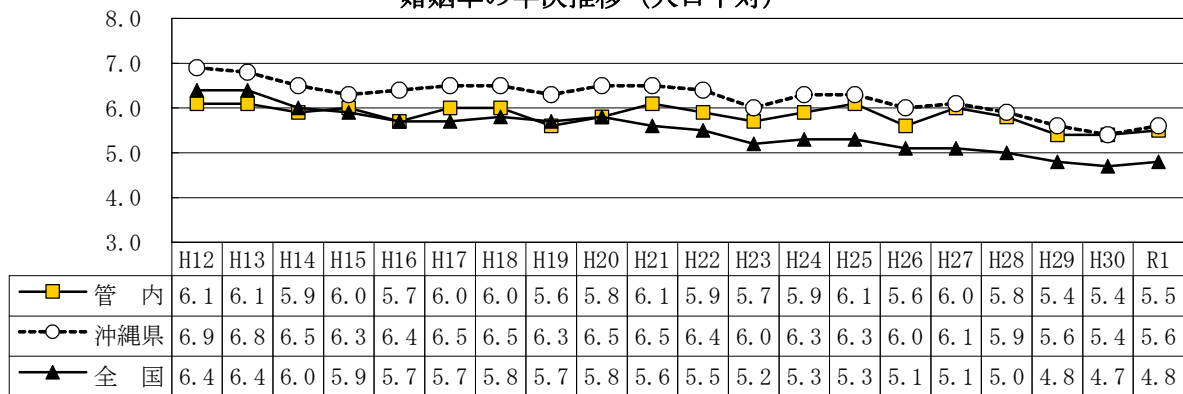


周産期死亡率の年次推移（出産千対）

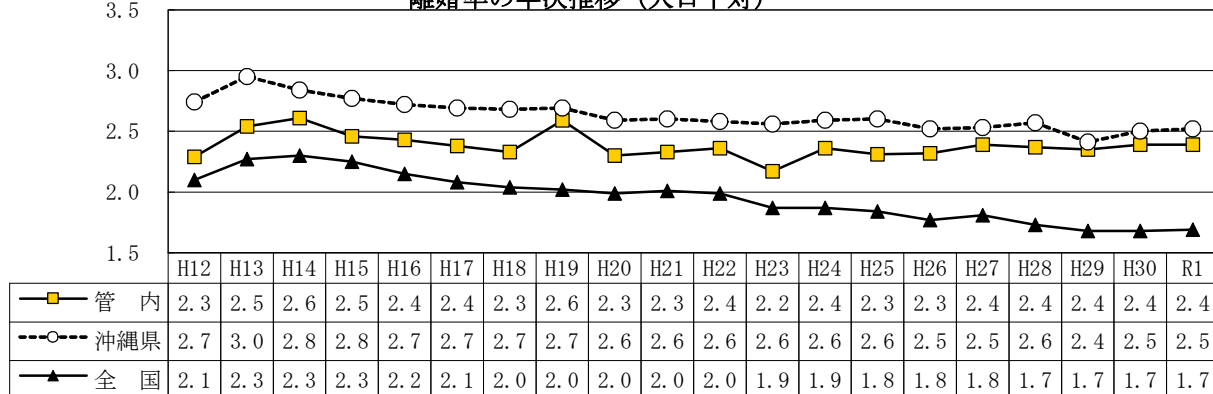


※周産期死亡：平成6年以前 妊娠満28週以降の死産＋早期新生児死亡
 平成7年以降 妊娠満22週以降の死産＋早期新生児死亡

婚姻率の年次推移（人口千対）



離婚率の年次推移（人口千対）



資料：厚生労働省 「令和元年人口動態統計月報（概数）」
 「令和元年人口動態統計（確定数）の概況」

表5 死因順位（管内）

令和元年

順位	死 因	死 亡 数	死 亡 率 (人口10万対)	死亡総数に 占める割合(%)
死 亡 総 数		3,209	771.7	100.0
1	悪 性 新 生 物	868	208.7	27.0
2	心 疾 患 (高 血 圧 性 除 く)	419	100.8	13.1
3	脳 血 管 疾 患	240	57.7	7.5
3	老 衰	240	57.7	7.5
5	そ の 他 の 呼 吸 器 系 の 疾 患	224	53.9	7.0
6	肺 炎	154	37.0	4.8
7	肝 疾 患	89	21.4	2.8
8	そ の 他 の 消 化 器 系 疾 患	87	20.9	2.7
9	腎 不 全	74	17.8	2.3
10	不 慮 の 事 故	70	16.8	2.2

資料：厚生労働省「令和元年人口動態月報（概数）市区町村編」

表6 年齢階級別死因順位（管内）

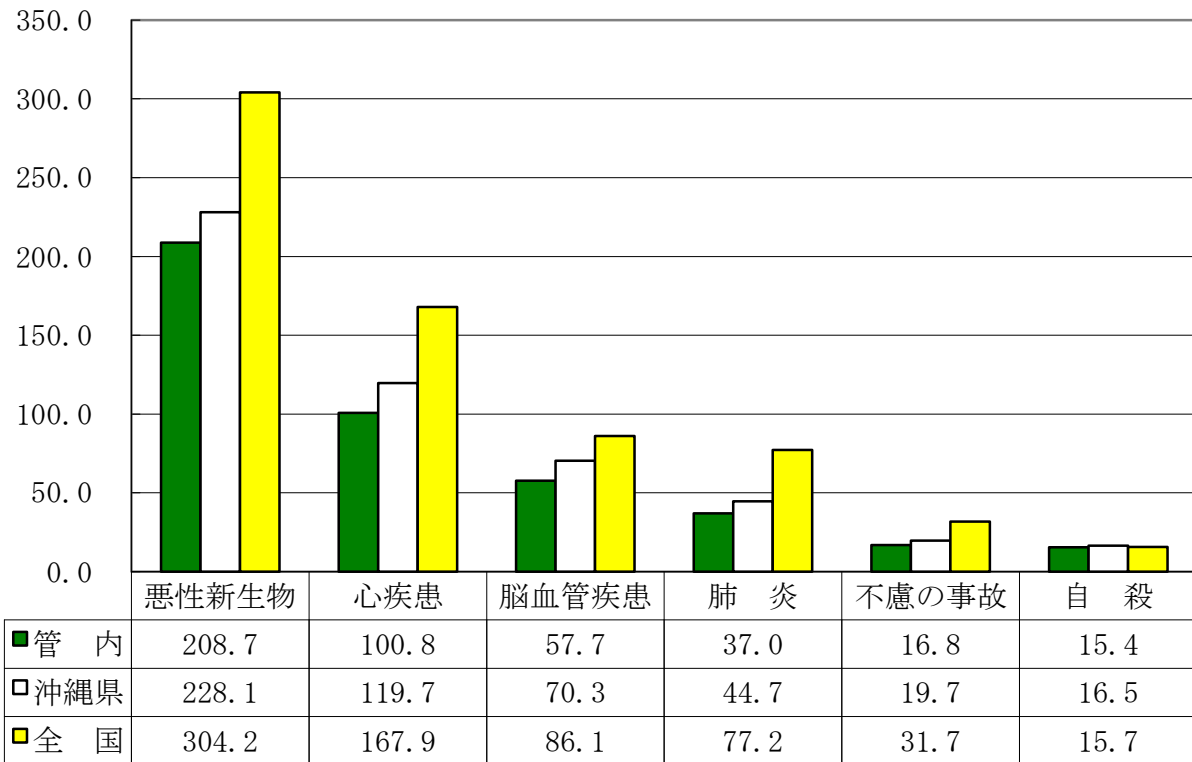
令和元年

年 齢	第 1 位		第 2 位		第 3 位		年齢階級 死亡総数
	死 因	死亡数	死 因	死亡数	死 因	死亡数	
0歳	周産期に特異的な呼吸障害 及び心血管障害	1					3
	その他の先天奇形及び変形	1					
	その他の症状、徴候及び 異常臨床所見で他に分類 されないもの	1					
1～9歳	悪性新生物	1					4
	心疾患	1					
	循環器系の先天奇形	1					
	染色体異常、他に分類され ないもの	1					
10～19歳	心疾患	2					7
	不慮の事故	2					
	自殺	2					
20～29歳	自殺	7	心疾患	3	不慮の事故	2	14
30～39歳	自殺	10	心疾患	6	悪性新生物	5	34
40～49歳	悪性新生物	23	肝疾患	16	心疾患	12	88
50～59歳	悪性新生物	81	心疾患	24			207
			肝疾患	24			
60～69歳	悪性新生物	185	心疾患	48	脳血管疾患	28	411
70～79歳	悪性新生物	223	心疾患	70	脳血管疾患	38	596
80～89歳	悪性新生物	256	心疾患	139	その他の呼吸器系の疾患	99	993
90歳以上	老衰	182	心疾患	114	悪性新生物	93	852

資料：厚生労働省「令和元年人口動態月報（概数）市区町村編」

図5 主要死因の死亡率(人口10万人対)国、県、管内別

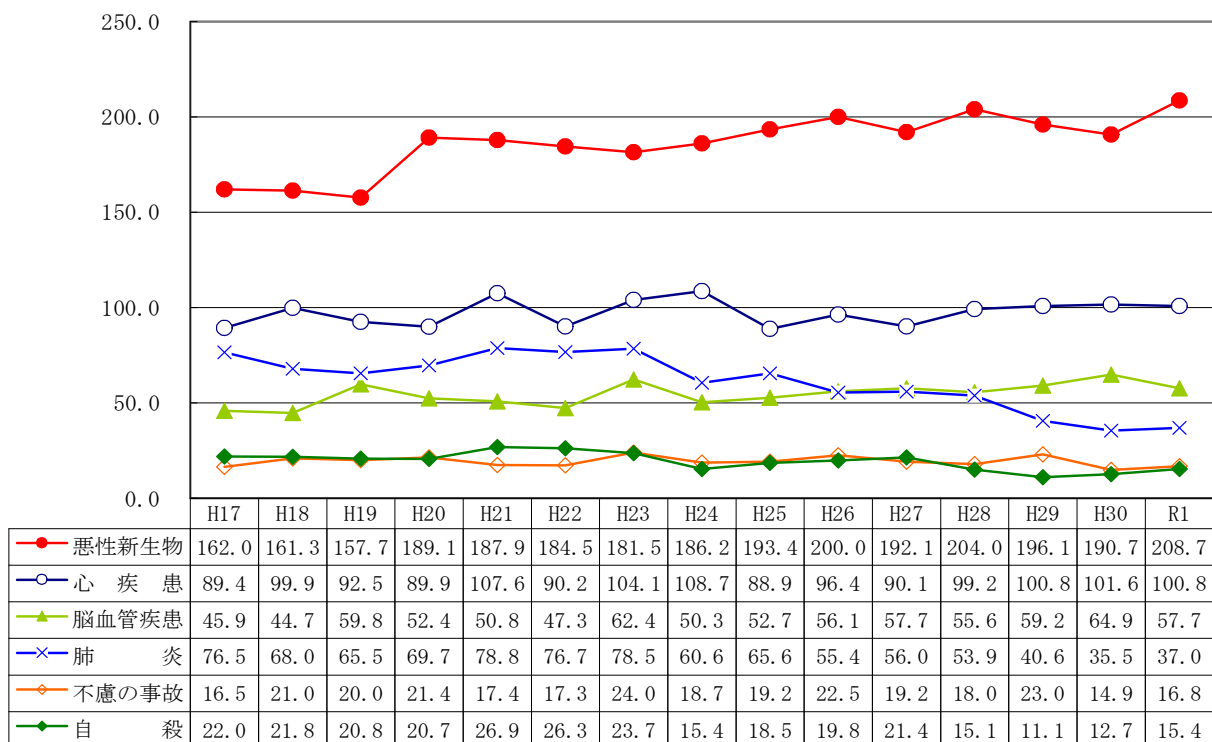
令和元年



資料：厚生労働省 「令和元年人口動態統計月報(概数)」
「令和元年人口動態統計(確定数)の概況」

図6 管内主要死因別の死亡率(人口10万人対)の年次推移

令和元年



資料：厚生労働省 「令和元年人口動態月報(概数)市区町村編」
平成24年までは浦添市及び離島町村は含まれていない。

7 企画調整業務

(1) 令和2年度協議会開催状況

協議会名	委員数	任期	協議内容・目的	開催状況	議 題
南部保健所 運営協議会	10名	2年	管内市町村の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する。	1回/年	新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大の影響により、書面通知により保健所活動概況を配布。
南部保健所 感染症診査 協 議 会	6名	2年	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条に基づき県条例で設置された協議会で、保健所長の諮問に応じ、感染症、結核の予防及び患者の医療に関する必要な事項を協議する。	24回/年 第2,4 木曜日 (令和2 年4月～ 令和3年 3月)	診査協議の件数 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条 40件 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2 114件

(2) 健康危機管理対策

ア 令和2年度管内健康危機管理対策連絡会議

目的

管内における健康危機の発生を未然に防止するため、また、健康被害の発生に際し、関係機関と連携し、被害の拡大防止を図ることを目的として、保健・医療等の関係者が情報交換を行い、各機関の役割に応じた迅速かつ適切な体制の確保を図る。

構成

南部保健所、市町村代表、医療関係、消防本部、教育機関等

実施状況

新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大の影響により未開催

イ 令和2年度南部保健所健康危機管理対策委員会

内容等

所内での健康危機管理を総合的、組織的、機動的に推進するために設置する委員会であり、

- 健康危機に関する情報の集約及び各班の対応事項の調整・明確化に関すること
- 平常時における健康危機管理業務の進行管理に関すること
- 緊急事態に対する想定訓練に関すること
- 健康危機に関する的確、迅速な調査の実施及び初動体制の強化に関すること

などを実施する。

組織

委員長には保健所長、副委員長には保健健康総括及び生活環境総括を充て、委員には各班長及び健康推進班・生活衛生班からそれぞれグループ代表を充てている。

開催（定例）

毎月第4月曜日に委員会を定例で開催する。

まとめ

主な議題として、新型コロナウイルス感染症及び新型インフルエンザ並びに鳥インフルエンザ発生時の所内体制の整備、地震等、自然災害や新型インフルエンザ発生等を想定した訓練内容の協議、風しんや食中毒等の発生状況の報告などを議題としている。

ウ 関係機関との取組等

実施状況

月日	会議等名称	取組内容	参加者
R 2 4/9	新型コロナウイルス感染症患者の移送等に係る調整	海上保安部ヘリによる移送の調整 感染防護具(アイソポッド)の搭載確認	那覇海上保安部
R 2 4/10		患者移送について関係機関との意見交換	沖縄県コロナ対策本部 海上保安本部 陸上自衛隊
R 2 4/13		感染防護具の救急車両への搭載確認等	沖縄県コロナ対策本部 那覇市消防本部
R 2 4/22		海保ヘリに保健所の感染防護具を搭載してのフライト検証テスト	沖縄県コロナ対策本部 那覇海上保安部
R 2 4/27		陸上自衛隊による移送の調整 感染防護具の搭載確認	陸上自衛隊
R 2 6/9		海上保安部巡視船による移送の調整	那覇海上保安部
R 2 6/17		患者の移送に伴う海上保安部巡視船の緊急入港等に関する調整	那覇港管理組合
R 2 6/24 (7/7)		離島患者の移送に関する県の方針説明	沖縄県コロナ対策本部 南部管内自治体

(7/10) (7/15) (7/16) (9/16) (9/30) (12/7)		定期船による移送の調整	定期船運航会社 離島診療所
R 2 7/2		津堅島からの患者移送訓練	中部保健所 中城海上保安部 うるま市消防本部
R 2 7/24		海上保安本部固定翼機の養生等の指導	那覇海上保安部
R 2 8/7 (8/11)		患者移送後の救急車両の消毒等の指導	豊見城市消防本部
R 2 7/20	新型コロナウイルス感染症の拡大下における避難所運営について	台風等のシーズンを迎え、避難所における感染症対策の取組に関する資料送付	南部管内自治体
R 2 10/1 (2/22)	豊見城市防災会議	国土強靱化計画の策定 市地域防災計画の修正	豊見城市
R 2 12/10	中南部地域特定家畜伝染病対策会議	コロナウイルス感染症の拡大下における高病原性鳥インフルエンザの防疫体制について	中央家畜保健衛生所
R 3 2/12	糸満市防災会議	市地域防災計画の修正	糸満市

8 令和2年度歳入・歳出の状況

歳入(一般会計)

(単位：千円)

歳入科目	平成31年度	令和2年度	増減(△)額
(款) 使用料及び手数料	11	-	△11
(項) 使用料	11	-	△11
(目) 衛生使用料	11	-	△11
(節) 土地使用料	-	-	-
(節) 建物使用料	-	-	-
(節) 保健所使用料	11	-	△11
(款) 財産収入	508	525	17
(項) 財産運用収入	508	525	17
(目) 財産貸付収入	508	525	17
(節) 土地貸付料	21	33	12
(節) 建物貸付料	487	492	5
(項) 財産売払収入	-	0 ^{注1}	0
(目) 物品売払収入	-	0	0
(節) 不要品売払代	-	0	0
(款) 諸収入	217	258	41
(項) 貸付金元利収入	-	-	-
(目) 民生貸付金元利収入	-	-	-
(節) 福祉資金貸付金元利収入	-	-	-
(項) 雑入	217	258	41
(目) 雑入	217	258	41
(節) 雑入	217	258	41
合計	736	783	47

注1 不要品売払代に200円の収入がありましたが、1000円以下のため「0」と記載しております。

歳出（一般会計）

（単位：千円）

歳出科目	平成31年度	令和2年度	増減(△)額
(款) 総務費	-	-	-
(項) 総務管理費	-	-	-
(目) 人事管理費	-	-	-
(款) 民生費	376	73	△303
(項) 社会福祉費	376	73	△303
(目) 障害者自立支援諸費	376	73	△303
(款) 衛生費	67,532	74,670	7,138
(項) 公衆衛生費	13,213	17,246	4,033
(目) 公衆衛生総務費	243	393	150
(目) 予防費	3,047	9,569	6,522
(目) 結核対策費	4,051	1,962	△2,089
(目) 精神衛生費	1,023	850	△173
(目) 母子保健衛生費	207	145	△62
(目) 小児慢性特定疾患対策費	436	436	0
(目) 健康増進推進費	1,917	832	△1085
(目) 原爆障害対策費	55	50	△5
(目) 特定疾患対策費	2,234	3,008	774
(項) 環境衛生費	13,980	14,147	167
(目) 環境衛生総務費	289	358	69
(目) 食品衛生指導費	4,313	2,812	△1501
(目) 環境衛生指導費	9,378	10,977	1,599
(項) 環境保全費	5,048	5,879	831
(目) 環境保全費	5,048	5,879	831
(項) 保健所費	34,284	36,184	1,900
(目) 保健所費	29,625	32,859	3,234
(目) 保健所施設整備費	4,659	3,325	1,334
(項) 医薬費	1,007	1,215	208
(目) 医務費	657	930	273
(目) 薬務費	350	285	△65
(目) ハブ対策費	-	-	-
(款) 農林水産業費	25	-	△25
(項) 農業費	25	-	△25
(目) 農業総務費	25	-	△25
(款) 教育費	15	-	△15
(項) 大学費	15	-	△15
(目) 看護大学費	15	-	△15
(款) 労働費	-	1,318	1,318
(項) 労政費	-	1,318	1,318
(目) 労政総務費	-	1,318	1,318
合計	67,948	76,061	8,113

※款及び項の額は、端数処理の関係上、各項及び各目の総計額と一致していない箇所があります。